

社会福祉法人三和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会の役員、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(会議出席時の報酬等)

第3条 役員が理事会、評議員が評議員会、第三者委員が第三者委員会及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会にそれぞれ出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 第1項に定める会議開催日にあわせて役員等が法人の業務を行った場合、その報酬等は支払わないものとする。

(会議出席時以外の報酬等)

第4条 役員等が理事会出席以外で、法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人及び施設運営のために理事長の命を受けて出張する場合、別表3により出張旅費を支払うことができる。

2 交通費は原則として最も経済的かつ効率的な旅程に基づき実費を支払うことができる。

3 別表3に掲げる費用以外に業務遂行に必要な経費が発生する場合、その実費を支払うことができる。

4 出張旅費は、必要により事前に概算額を支払い、出張後に清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く職務に限りこの規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 会議出席時の役員等報酬及び費用弁償額（日額）

会議名称	報酬額	費用弁償額
理事会	5,000円	1,500円
評議員会	5,000円	1,500円
第三者委員会	5,000円	1,500円
評議員選任・解任委員会	5,000円	1,500円

別表2 会議出席時以外の役員等報酬及び費用弁償額（日額）

役職名	報酬額	費用弁償額
理事	5,000円	1,500円
評議員	5,000円	1,500円
監事	5,000円	1,500円
第三者委員	5,000円	1,500円

別表3 出張旅費（日額）

交通費	宿泊費	日当
実費	15,000円	15,000円